

第134期 中間決算公告

平成 20 年 11 月 28 日

静岡県静岡市清水区富士見町 3 番 1 号

株式会社 清水銀行

取締役頭取 山田訓史

第 134 期中 (平成 20 年 9 月 30 日現在) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	37,152	預 金	1,198,073
コ ー ル ロ ー ン	24,000	譲 渡 性 預 金	15,800
買 入 金 銭 債 権	567	借 用 金	263
商 品 有 価 証 券	81	外 国 為 替	17
金 銭 の 信 託	2,508	新 株 予 約 権 付 社 債	5,999
有 価 証 券	252,510	そ の 他 負 債	4,134
貸 出 金	940,470	未 払 法 人 税 等	89
外 国 為 替	412	リ ー ス 債 務	68
そ の 他 資 産	18,604	そ の 他 の 負 債	3,976
有 形 固 定 資 産	19,931	賞 与 引 当 金	496
無 形 固 定 資 産	948	退 職 給 付 引 当 金	2,691
繰 延 税 金 資 産	7,224	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	33
支 払 承 諾 見 返	5,567	支 払 承 諾	5,567
貸 倒 引 当 金	12,198	負債の部合計	1,233,076
		(純資産の部)	
		資 本 金	8,670
		資 本 剰 余 金	5,267
		資 本 準 備 金	5,267
		利 益 剰 余 金	52,696
		利 益 準 備 金	8,670
		そ の 他 利 益 剰 余 金	44,026
		別 途 積 立 金	41,932
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,094
		自 己 株 式	265
		株 主 資 本 合 計	66,368
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,684
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	20
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,663
		純資産の部合計	64,705
資産の部合計	1,297,781	負債及び純資産の部合計	1,297,781

第 134 期中

平成 20 年 4 月 1 日から

平成 20 年 9 月 30 日まで

中間損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経常収益		13,667
資金運用収益	11,468	
(うち貸出金利息)	(9,984)	
(うち有価証券利息配当金)	(1,332)	
役務取引等収益	1,499	
その他業務収益	66	
その他経常収益	631	
経常費用		13,061
資金調達費用	2,173	
(うち預金利息)	(2,083)	
役務取引等費用	426	
その他業務費用	11	
営業経費	8,634	
その他経常費用	1,815	
経常利益		605
特別利益		1,251
特別損失		51
税引前中間純利益		1,806
法人税、住民税及び事業税		69
法人税等調整額		373
中間純利益		1,363

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	5年～50年
その他	3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。なお、当中間期末において、支給見込額を合理的に見積ることが困難であるため、引当計上しておりません。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は68百万円、「その他負債」中のリース債務は68百万円増加しております。営業経費、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。

表示方法の変更

(中間貸借対照表関係)

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

追加情報

最近の金融市場を勘案した結果、変動利付国債については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)が公表されたことに伴い、合理的な見積りに基づき算定された価額により評価しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 107百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,620百万円、延滞債権額は26,743百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は885百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,717百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は39,966百万円であります。

なお、2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は16,195百万円あります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 12,528百万円

担保資産に対応する債務

預金 4,620百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券53,415百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち、保証金は631百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、237,286百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が236,576百万円あります。

上記の未実行残高には、総合口座取引の未実行残高116,613百万円が含まれております。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額15,650百万円

10. 新株予約権付社債5,999百万円は劣後特約付社債であります。

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は4,270百万円であります。

12. 1株当りの純資産額6,777円66銭

13. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する自己資本比率 9.96%

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、株式等償却 1,813 百万円を含んでおります。

2. 「特別利益」には、貸倒引当金戻入益 1,251 百万円を含んでおります。

3. 1 株当たり中間純利益金額 142 円 84 銭

4. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額 127 円 25 銭

5. 当行は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っております。その結果、営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、以下の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 0 百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失
遊休資産	静岡県内	遊休資産 1 か所	土地	0 百万円
合計				0 百万円

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定されており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成 14 年 7 月 3 日改正)に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成 20 年 9 月 30 日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	16,000	12,624	3,375
合計	16,000	12,624	3,375

(注) 時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの(平成 20 年 9 月 30 日現在)
該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成 20 年 9 月 30 日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	16,448	15,765	682
債券	212,641	211,347	1,294
国債	131,670	130,899	770
地方債	7,408	7,427	19
社債	73,563	73,020	543
その他	4,228	3,411	816
合計	233,318	230,524	2,793

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、株式 1,806 百万円であります。
 また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄の下落率が中間期末時点において 30%以上下落した場合としております。

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成 20 年 9 月 30 日現在）

内 容	金 額（百万円）
満期保有目的の債券	-
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式	107
その他有価証券	
非上場株式	999
社債	4,270
その他の証券	609

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成 20 年 9 月 30 日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成 20 年 9 月 30 日現在）

	取得原価 （百万円）	中間貸借対照表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）
その他の金銭の 信託	2,508	2,508	-

(税効果会計関係)

繰延税金資産の及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	3,967	百万円
退職給付引当金損金不算入額	1,842	
有価証券償却損金不算入額	1,215	
ソフトウェア等償却超過額	306	
減価償却償却超過額	240	
土地評価損損金不算入額	209	
賞与引当金損金不算入額	197	
役員退職慰労未払金	100	
繰延消費税損金算入限度超過額	52	
その他有価証券評価差額金	1,342	
その他	186	
繰延税金資産小計	9,660	
評価性引当額	1,844	
繰延税金資産合計	7,816	

繰延税金負債

退職給付信託設定差益	337	
その他有価証券評価差額金	233	
その他	21	
繰延税金負債合計	592	
繰延税金資産の純額	7,224	百万円

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 9社

会社名

清水ビジネスサービス株式会社
清水銀キャリアップ株式会社
清水総合メンテナンス株式会社
清水総合リース株式会社
清水信用保証株式会社
清水総合コンピュータサービス株式会社
清水カードサービス株式会社
清水ジェーシービーカード株式会社
株式会社清水地域経済研究センター

非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

持分法適用の関連法人等

該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 9社

第 134 期中 (平成 20 年 9 月 30 日現在) 中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	37,836	預 金	1,194,525
コ ー ル 口 ー ン	24,000	譲 渡 性 預 金	15,800
買 入 金 銭 債 権	567	借 用 金	6,842
商 品 有 価 証 券	81	外 国 為 替	17
金 銭 の 信 託	2,508	新 株 予 約 権 付 社 債	5,999
有 価 証 券	252,544	そ の 他 負 債	7,326
貸 出 金	933,778	賞 与 引 当 金	542
外 国 為 替	412	退 職 給 付 引 当 金	2,765
リース債権及びリース投資資産	10,829	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	70
そ の 他 資 産	21,641	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	33
有 形 固 定 資 産	22,556	支 払 承 諾	5,567
無 形 固 定 資 産	961	負債の部合計	1,239,490
繰 延 税 金 資 産	7,853	(純 資 産 の 部)	
支 払 承 諾 見 返	5,567	資 本 金	8,670
貸 倒 引 当 金	13,736	資 本 剰 余 金	5,273
		利 益 剰 余 金	53,292
		自 己 株 式	265
		株主資本合計	66,970
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,677
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	20
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,656
		少 数 株 主 持 分	2,598
		純資産の部合計	67,912
資産の部合計	1,307,402	負債及び純資産の部合計	1,307,402

第 134 期中

〔 平成 20 年 4 月 1 日から
平成 20 年 9 月 30 日まで 〕

中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	16,579
資金運用収益	11,488
(うち貸出金利息)	(10,001)
(うち有価証券利息配当金)	(1,334)
役務取引等収益	4,401
その他業務収益	66
その他経常収益	623
経常費用	15,854
資金調達費用	2,216
(うち預金利息)	(2,078)
役務取引等費用	3,022
その他業務費用	11
営業経費	8,765
その他経常費用	1,838
経常利益	725
特別利益	1,065
特別損失	51
税金等調整前中間純利益	1,740
法人税、住民税及び事業税	119
法人税等調整額	289
少数株主損失	29
中間純利益	1,361

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によるおります。

(4) 減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	5～50年
その他	3～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によるおります。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。なお、当中間連結会計期間末においては支給見込額を合理的に見積ることが困難であるため引当計上しておりません。

(8) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

(9) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社9社については、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込み額のうち、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。

(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(14) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、期首に前連結会計年度末における固定資産の減価償却累計額控除後の額で契約したのものとして、リース投資資産に計上する方法によっております。

これにより、従来の方法に比べ、「リース債権及びリース投資資産」が10,829百万円増加し、「有形固定資産」が同額減少しておりますが、損益に与える影響は軽微であります。

表示方法の変更

(損益計算書)

リース業に係る経常収益(延払収入)及び経常費用(延払原価)については、前連結会計年度まで、それぞれ「その他業務収益」及び「その他業務費用」に計上していましたが、当該事業に係る収益及び費用をより適切に表示するため、当連結会計年度より、それぞれ「役務取引等収益」及び「役務取引等費用」に計上しております。

当中間連結会計期間において、「役務取引等収益」に計上したリース業に係る経常収益(延払収入)372百万円、「役務取引等費用」(延払原価)に計上したリース業務に係る経常費用は341百万円であります。

追加情報

最近の金融市場を勘案した結果、変動利付国債については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)が公表されたことに伴い、合理的な見積りに基づき算定された価額により評価しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,876百万円、延滞債権額は26,883百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は885百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,718百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は40,363百万円であります。

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、16,195百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 12,528百万円

リース債権及びリース投資資産 7,576百万円

担保資産に対応する債務

預金 4,620百万円

借入金 6,579百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券53,415百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は641百万円であります。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、247,925百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が247,215百万円あります。上記の未実行残高には、総合口座取引の未実行額116,613百万円が含まれております。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 15,807百万円

9. 新株予約権付社債5,999百万円は劣後特約付社債であります。

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は4,270百万円であります。

11. 1株当たりの純資産額 6,841円48銭

12. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率10.32%

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却22百万円及び株式等償却1,813百万円を含んでおりません。

2. 「特別利益」には、貸倒引当金戻入益1,063百万円を含んでおります。

3. 1株当たり中間純利益金額 142円55銭

4. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 126円99銭

5. 当行及び連結される子会社は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っております。その結果、営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、以下の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額0百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失
遊休資産	静岡県内	遊休資産1か所	土地	0百万円
合計				0百万円

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定されており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日改正)に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	16,000	12,624	3,375
合計	16,000	12,624	3,375

(注)時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	16,478	15,868	609
債券	212,641	211,347	1,294
国債	131,670	130,899	770
地方債	7,408	7,427	19
社債	73,563	73,020	543
その他	4,228	3,411	816
合計	233,348	230,627	2,720

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、株式1,806百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄の下落率が中間連結会計期間末時点において30%以上下落した場合としております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

内容	金額 (百万円)
満期保有目的の債券	-
その他有価証券	
非上場株式	1,036
社債	4,270
その他の証券	609

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	2,508	2,508	-